

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 通貨交換問題（課徴金問題）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 308円, 360円, 地方議会決議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43685">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43685</a>

卷十

( 部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外儀官  
 務務典房  
 次次  
 臣官官審審長長  
 儀総人電厚計  
 事文会管総

電信写

総番号(TA) 43200  
 71年8月26日20時10分 豪州 主管  
 71年8月19日19時43分 本省 発着 至総

外務大臣殿 有藤(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

調査長 領移長  
 参企析調  
 参領旅査

米の輸入課徴金の主要国貿易に対する影響

第554号 略

貴電経総合第485/号及び往電第540号に関し  
 26日ヨシダ、アサイをして貿易省アトキンス次官補を往  
 訪せしめ、問い合せたる結果次のとおり。なおその際入手  
 した先方部内資料別途空送する。

1. 貿易省が1970-71年度の対米輸出の数字を基そ  
 に試算したところ、総輸出額523.6百万ドル(豪ドル  
 以下同じ)のうち、無税品目(CRAB, Y F I S H等10品  
 目、68.9百万ドル、13.2%)暫定的に関税が停止  
 されている品目(アルミナのみ、55.0百万ドル、10  
 .5%)、割当品目(チーズ、ぎゅうにく等5品目、24  
 5.9百万ドル、47.0%)、その他雑せき類(4.9  
 百万ドル、0.9%)を差し引いた148.9百万ドル  
 (28.5%)のものが10%の課徴金による影響を受ける  
 可能性があると思われる(注:米発貴大臣あて電報第24  
 62号にある豪州の22%の数値よりは若干大きい)

ア 参地中東  
 長 北西  
 参北北保  
 中 参一  
 参西東洋  
 長 西東

近 参書近ア  
 長 次総経国  
 長 参置統国  
 参政技二  
 参条協規  
 長 参条協規  
 国 参政経科  
 長 参道内外  
 文 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. 影響を受けることがほとんど確実なものとしては機  
 かい、鉄鋼等製造品(37.4百万ドル)、加工よう毛等  
 半製品(41.8百万ドル)、ラム(8.6百万ドル)、  
 生鮮果実(3.1百万ドル)がある。

3. (当方より貴電経総合第4889号のMITIによる  
 日本の対米輸出への影響に関する試算につき適き説明のう  
 え、同様の試算を行なっていないかと質問したのに対し)  
 課徴金がどの程度輸出に悪影響を及ぼすかという点につ  
 てはこの課徴金をだれ(輸出業者、製造業者、輸入業者、  
 消費者等)が負担するかによって異なってくる。こ  
 の点については個々の契約の動きが定まらない限り予想を  
 行なうことは困難である(豪州としては、英国のE E O加  
 盟に伴ない、豪州の対英輸出品目の輸出額がどの程度  
 の影響を受けるかにつき御質問の趣旨と同様の試みを行な  
 ったことがあるが、結局結論は得られなかった)。これら  
 の事情にもかんがみ、豪州としては、豪州の対米輸出が  
 数量的にどの程度の影響を受けるかについては試算をして  
 いない。

4. (通貨の交換レートの変動が豪州の輸出に及ぼす影  
 響については)事態が極めて流動的であるので試算を行  
 なうこと自体困難であると思うが、大蔵省とも協議のう  
 え、追って回答するよう努力する。

(了)